

問 石岡保健センター TEL 24-1386 八郷保健センター TEL 43-6655

妊娠中・子育て中のみなさん

行事名	対象者	日にち	時間	会場
マタニティスクール (要申込)	バースビクス	28日(金)	9:30～12:00	八郷保健センター
	パパママスクール	15日(土)	8:30～12:00	
4～5か月児健診	令和元年9月生	4日(火)	12:50～13:20	石岡保健センター
1歳児健康相談	平成31年2月生	7日(金)	12:50～13:20	八郷保健センター
1歳6か月児健診	平成30年7月生	18日(火)	12:50～13:20	石岡保健センター
2歳児母子歯科健診	平成29年11月生	19日(水)	12:50～13:20	石岡保健センター
3歳児健診	平成28年11月生	26日(水)	12:50～13:20	石岡保健センター
子育て相談室 (要申込)	妊産婦・乳幼児	月～金 (祝日を 除く)	9:00～16:00	子育て世代包括支援センター 石岡 TEL 24-1390 八郷 TEL 43-6655

こころの健康

精神デイケア (要申込)

- 日にち：12日(水) (八郷保健センター)
- 時間：9:30～11:00

こころの健康相談 (要申込)

- 日にち：5日(水) (八郷保健センター)
17日(水) (石岡保健センター)
- 時間：13:30～15:30

こころといのちの電話相談

- 日にち：18日(水)
- 時間：9:00～12:00・13:00～16:00
TEL 43-6655 (八郷保健センター内)

健康相談・健診結果説明会 (要申込)

- 日にち：10日(水) (八郷保健センター)
27日(水) (石岡保健センター)
- 時間：9:30～11:00

内科・小児科緊急診療

- 問 石岡市医師会病院 TEL 23-3515
- 〈休日〉2・9・11・16・23・24日
受付：9:00～11:30・13:00～15:30
- 〈夜間〉1・2・8・9・11・15・16・22・23・24・29日
受付：18:00～21:30

休日診療 (休日診療当番医)

受付：9:00～11:30・13:00～15:30
〈外科〉

日にち	当番医	電話番号
2・16	石岡市医師会病院	22-4321
9	滝田整形外科	23-2071
11	山王台病院	26-3130
23	石岡第一病院	22-5151
24	石岡循環器科脳神経外科病院	58-5211

急な病気やケガのとき

- 茨城子ども救急電話相談
短縮ダイヤル# 8000
またはTEL 03-5367-2367
- 茨城おとな救急電話相談
短縮ダイヤル# 7119
またはTEL 03-5367-2365
(共通) 相談日時/24時間 随時受付

■夜間・土日祝日に診察できる病院の案内

- 問 石岡消防署 TEL 23-0119
八郷消防署 TEL 43-6491
- ※日曜、祝日に開いている薬局
(調剤) は石岡薬剤師会 HP から
<http://ishiokayakuzai.blog.fc2.com>



2月の市役所相談

法律相談(要申込・1人30分)

日時/4・18・25日(火)

午後1時~4時

場所/4日(火)は八郷総合支所、その他は石岡市役所

問 秘書広聴課(本庁)

Tel 23・7274

行政相談・登記相談・

許認可相談

日時/6日(木)午後1時~3時

場所/中央公民館

問 秘書広聴課(本庁)

Tel 23・7274

女性のための困りごと相談

日時/13・20・27日(木)(要申込)

午後1時30分~4時

場所/石岡市役所

問 政策企画課(本庁)

Tel 23・7277

休日納税相談

日時/1・8・15・22・29日(土)

午前9時~午後4時

夜間納税相談

日時/5・12・19・26日(木)

午後5時15分~7時

場所(共通)/石岡市役所

問 収納対策課(本庁)

Tel 23・7296

2月の各種相談

心配ごと相談

日時/7・21日(金)

午後1時~3時

場所/国府地区公民館

日時/13・27日(木)

午後1時~3時

場所/農村高齢者センター

※受付は午後2時30分まで

問 社会福祉協議会

Tel 22・2411

身体障害者(児)・戦傷病者

補装具等巡回相談

日時/19日(木)

午後1時30分~3時

場所/ワークヒル土浦

問 社会福祉課(本庁)

Tel 23・5569

教育相談

日時/月~金 午前9時30分

~正午・午後1時~5時

問 教育相談室(府中小学校内)

Tel 24・5519

家庭教育相談

日時/相談者と相談の上決定

(要申込)

問 生涯学習課(支所)

Tel 43・1111

生活ホットライン

身近な消費生活トラブルの予防と対策



成人式を迎えるみなさんへ
消費者トラブルに巻き込まれない
大人になろう!

問 消費生活センター

(市役所本庁舎内) Tel 22-2950

受付時間/月~金の午前10時~正午
午後1時~4時30分

20歳になると、契約にあたって親の同意は必要なく、自分の意思で自由に契約をすることができますが、契約でトラブルになった場合は、みなさん自身が

責任を負うことになりま
す。成人になったばかりの
みなさんを狙い打ちする悪
質業者による消費者トラブ
ルも多数発生しています。
また、今や、生活の一部に
なっているスマートフォン
やSNSで消費者トラブル
になることもあります。

かなど契約の条件をしっか
り確認しましょう。
②友人からのもうけ話
高校時代の友達からSNS
で連絡があり、ファミレス
で会うことになった。そこ
には見知らぬ男性も一緒に
いて投資用ソフトの勧誘を
受けた。「お金がない」と
断ったところ、消費者金融
での借金を勧められ「友達
1人勧誘すれば20万円入る
ので、すぐに返済できる」
と言われた。消費者金融で
50万円を借りて契約した
が、投資用ソフトでは儲か
らず、友達も誘えなくて借
金だけが残った。

「簡単にもうかる」「大金
を稼げる」といったうまい
話は通常あり得ません。友
人や先輩から勧誘されても、
安易な気持ちで飛びつかな
いようにしましょう。自分
が誘う側になると、友人と
の人間関係を壊すおそれも
あるので注意が必要です。

「トラブル事例」
①通信販売の定期購入
スマートフォン の 広告を見
て、お試し1000円のダイ
エット食品の申し込みをし
た。後日、申し込んだ覚え
のない2回目の商品発送の
お知らせメールが届いたの
で問い合わせたところ「4
回の購入が契約の条件に
なっている。定期購入の支
払総額は3万円、1回でや
めるには通常価格1万円を
支払わなければならない」
と言われた。

アドバイス

お試し価格に惑わされ
ず、広告ページや申し込み
の最終確認画面等で、定期
購入が条件となっていない

アドバイス

「簡単にもうかる」「大金
を稼げる」といったうまい
話は通常あり得ません。友
人や先輩から勧誘されても、
安易な気持ちで飛びつかな
いようにしましょう。自分
が誘う側になると、友人と
の人間関係を壊すおそれも
あるので注意が必要です。